

名古屋市告示第400号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 8月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
松栄調剤薬局	名古屋市昭和区長戸町 5丁目44番地	令和 6年 5月 1日
ファーマシーオトーバシ ドラッグ	名古屋市中川区尾頭橋二丁目 2番20 号	令和 7年 3月 21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課